

こんにちは

号外

庄内町議会です



写真提供 庄内日报社

信念をもって採決に臨む

- 未払い賃金裁判の控訴 7対10で否決
〈議案〉P2、3
- 裁判までの経緯と判決
P4



26.5.8

山形県庄内町議会 〒999-7781 庄内町余目字町132-1 ☎0234(42)0188 編集/庄内町議会広報常任委員会
Eメールアドレス gikai@town.shonai.lg.jp 印刷 富士印刷株式会社

裁判までの経緯と判決

裁判所の判断(主要部分抜粋)

■遡及について
町は、本件規定に以前から非常勤嘱託職員の免職を定めた規定が存在していたとして、原告の行為が免職相当のものであるが、免職より軽い停職処分とするのは、原告の有利な処分となるから許されないと主張する。

それより軽い懲戒処分ができるかと解するならば、実質的には懲戒処分の対象行為の拡大を招くこととなり、使用者が労働者を懲戒するには、あらかじめ就業規則において懲戒の種類および事由を定めおくことを要する。たとえ軽い処分であっても、定めのない異なる種別の懲戒処分をおこなうことは許されない。

ないというべきであり、被告の上記主張は採用しない。
すなわち、その制定前後の事実経過からして、追加の処分規定は本件の不祥事が発生した後にいわば泥縄式に原告ら非正規職員に対して処分をおこなうことを目的に設けられたものといわざるを得ない。

議案第35号 未払い賃金請求事件時系列	
H23. 3	不正会計報告
H23. 4	教育委員会による調査および報告
H23. 5	スポーツ振興センターからの処分(2年間の助成適用除外等)
H23. 5	町調査会発足および報告
H23. 7	懲戒処分審査会発足および報告
H23. 7	懲戒処分(原告6ヵ月、係長3ヵ月の停職等)
H23. 8	処分不当として告訴
H25.10	地裁からの和解勧告→不成立
H26. 4	地裁判決→町側の敗訴
H26. 4	町は判決を不服として控訴議案提出
H26. 4	議会 控訴議案否決

■処分内容について
この問題の主な関係者は原告以外の嘱託職員と係長であって、とりわけ正規職員として管理職の立場にある係長の責任は大きいものがある。それにもかかわらず、係長が停職3ヵ月の懲戒処分に至る一方で、虚偽記載問題への具体的関与がうかがわれない原告の本件処分がそれを超える停職期間とされ、あたかも原告に最も重い責任があるかのごとき処分内容となっており、係長が分限処分を受けている事情や原告も本件報告外現金の形成や支出に一定の関与をしていた事情を勘案しても、明らかに衡平を失っているといわざるを得ず、その処分内容自体からも本件処分が恣意的におこなわれたことを疑わせるものがある。

▼この号外では、今回控訴することを否決した裁判の、これまでの経緯、判決、議会での質疑、議決結果を、あくまで客観的に記載しました。

なお、客観性に徹する意味で、すべてのデザイン性を排除し編集しています。

また、庄内日报社のご厚意により、表紙の写真を提供していただきました。心から感謝いたします。

(小野 一晴)

発行人
議長 富樫 透

議会広報常任委員会
委員長 小野 一晴
副委員長 石川 武利
委員 上野 幸美
委員 五十嵐 啓一
委員 齋藤 秀紀
委員 榎本 秀将

未払い賃金裁判の控訴

7対10 否決

4月21日
臨時会

未払い賃金等請求事件に係る控訴について議決を求める議案を審議し賛成7、反対10の賛成少数で否決しました。

事件の概要 町の主張

①総合スポーツクラブに関する事務の担当であった原告が職務上の規定等に従い業務を遂行することを怠った。
②原告が会議に係る交通費を受領したにもかかわらず町の公用車を使用した。
③原告が旅行命令権者の許可を得ずにおこなった行動に対し、報告外現金からガソリン代を受け取った。

原告の主張

①停職処分は根拠である規定は、問題が発生した後に改正されており、さらに職員に周知されていない。
②問題が発生したとき原告は総合スポーツクラブに関する事務の担当を外されており、関わっていない。

第一審の判決

町は、停職中の未払い賃金150万円を支払え。町は、慰謝料として22万円を支払え。

控訴の趣旨

①町敗訴部分を取り消す判決を求める。
②被控訴人（原告）の請求の棄却を求める。
③控訴費用は、全て被控訴人の負担とする判決を求める。

提案理由

訴訟判決に対し、控訴を提起したので提案するものである。

議会での質疑

問 遡及（法律や規程をつくった後に、つくる前の事件に遡って対応すること）して処分することは許されないとの判決をどう受け止めているのか。
副町長 規程に免職は以前からあったので、遡及して停職の対応することの是非は今後の判断となる。

問 町が審議不十分とする理由はなにか。
副町長 直接関わった者に対する証人尋問を求めたが、採用されなかったこと。

問 陣述書を提出していないのか、しているとすれば、それで事実認定できたから証人尋問は必要なしとされたのではないか。
副町長 陳述書は双方で提出している。それで判断したようだ。

問 控訴の理由は何か。
副町長 一審の判決が不服なので控訴する。それ

賛成討論

五十嵐 啓一
このような係争事案には、議員として深入りすべきでないとし臨んできた。第一審の判決内容は、6カ月間の停職中の賃金支払いは原告の主張を認めている。
反面、慰謝料や裁判費用などは原告の要求を大幅に下回っている。このことは、両者の立場を尊重した判決内容と判断する。
これまでの経緯を踏

れ以上でもそれ以下でもない。
問 控訴に足る、新たな証拠や事実はあるのか。
「このことについては複数の議員が同じ質問をしました。町当局からは、これまでの経緯と判決に対しての不満だけで、具体的な回答はありませんでした」

今回の提案は、一審判決で、町の規程の遡及適用を無効とした点について法的判断に誤りがあり、また、処分の妥当性及び慰謝料等に関し、審議が尽くされていないこと等が提案理由となっている。
原告を含め、事件に関わった者への処分が適切でないとなれば、町の責任は重大であり処分の公平性が問われることになる。

当局、議会ともに、町民への説明責任を果たす意味で、更なる法的判断を仰ぐ必要がある。賛成である。

反対討論

榎本 秀将
この議案には重大な欠陥がある。
1、控訴に足る十分な理由の説明がないこと。
2、詭弁をろうとしているに過ぎず、さまざま矛盾があり、地裁の判決を精査すれば控訴に値しないこと。
3、本当の意味での町益を考えた上で提案がなされていないこと。

議員の質問に対する町側の答弁を聞いて、この控訴が正義をなすとは考えられない。このような不正義を止めることこそが議員の務めであり、その責任である。

共産党議員団は以下の理由で控訴に反対である。
①庄内町非常勤嘱託職員取扱規定を遡及して適用し6ヶ月の停職

工藤 範子
控訴理由として、①規定の遡及適用が無効とされた。②処分の妥当性及び慰謝料の審理が尽くされていない。2点をあげている。2年7カ月間で、16回裁判をおこない、3回和解勧告を受けている。判決は、十分な審理内容が明記され、証人申請も却下されている。

今回の控訴にあたっての新証拠等の提示もない。今後の裁判費用、職員の労力、関係者の調査等を考えても、町益に資するとは思えない。判決内容を重く受け止め、町民に説明する事が先決である。

小野 一晴
今回の議案は、控訴することの目的を重要な視点として判断しなければならぬ。町からは、明確な目的は示されなかったが、それが、町の名誉回復にしろ、金銭的なものにして、この裁判を続けることが、町益にならないと確信する。町は一審の判決を真摯に受け入れるべきだ。

上野 幸美
控訴理由として、①規定の遡及適用が無効とされた。②処分の妥当性及び慰謝料の審理が尽くされていない。2点をあげている。2年7カ月間で、16回裁判をおこない、3回和解勧告を受けている。判決は、十分な審理内容が明記され、証人申請も却下されている。

共産党議員団は以下の理由で控訴に反対である。
①庄内町非常勤嘱託職員取扱規定を遡及して適用し6ヶ月の停職

問 町の主張が認められた部分とは何か。
副町長 原告が報告外現金の形成や支出に、一定関与していたこと。
問 判決を見ると、町の主張が一定認められたうえで、この判決が出ている。100%勝てるまでやるのか。
副町長 町の処分の妥当性が認められなかった。納得できない。
問 和解に応じず、判決がだされたことにより慰謝料も含め、より厳しいものになった。議会から和解に応じるようメッセージを送って

いたのに、なぜ和解しなかったのか。
総務課長 和解案と違う内容が報道された。このことにより和解の前提が崩れた。
問 原告の処分が無効になると、すでに処分されている職員との整合性がとれないので控訴するのか。
副町長 その通りである。問 控訴して、勝てる自信はあるのか。
町長 回答を控える。問 二審で負けたとき、進退も含めて覚悟があるのか。
町長 答弁なし

賛成した議員

齋藤 健一
石川 恵美子
齋藤 秀紀
石川 保
五十嵐 啓一
佐藤 彰
吉宮 茂

反対した議員

日下部 勇一
村上 順一
小野 一晴
榎本 秀将
工藤 範子
清野 等
小林 清悟
上野 幸美
石川 武利
押切 のり子